

70歳〜75歳未満のかたへ 高齢受給者証&認定証を 一斉更新します

高齢受給者証の更新

深谷市国民健康保険に加入の70歳以上75歳未満のかたには、保険証のほかに1割または3割の高齢受給者証が交付されます。

同一世帯内の70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の平成21年度住民税課税所得（各種控除後）により負担割合の判定（1割または3割）を行った後、新しい高齢受給者証を7月末に該当者全員に郵送します。8月からは、新しい受給者証をお使いください。

1割負担のかた

同じ世帯の70歳以上75歳未満（平成21年8月1日現在）の国民健康保険被保険者全員について、平成21年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円未満の場合

一部負担金の割合欄の表記

3割負担のかた

方法は、有効期限に関係なく「2割（平成22年3月31日までは1割）」となります。制度改正により平成20年4月から高齢者の一部負担金の割合が1割から2割に引き上げられることとされてきましたが、この改正が現在凍結され、平成22年3月まで1割に据え置かれているため、今回の表記となります。平成22年4月からは制度改正によった負担割合となる予定です。

同じ世帯の70歳以上75歳未満（平成21年8月1日現在）の国民健康保険被保険者のうち一人でも、平成21年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円以上の場合

次の条件に該当するかたは、「基準収入額適用申請書」を提出することにより、負担割合や自己負担限度額が変更

国民健康保険では、世帯や所得の状況に応じて、医療費の負担割合や自己負担限度額が決定されます。世帯や所得の状況は毎年変動することから、毎年8月に高齢受給者証や限度額適用・標準負担額減額認定証の更新を行います。申請が必要なかたは、手続きをお願いいたします。

方法には、有効期限に関係なく「2割（平成22年3月31日までは1割）」となります。制度改正により平成20年4月から高齢者の一部負担金の割合が1割から2割に引き上げられることとされてきましたが、この改正が現在凍結され、平成22年3月まで1割に据え置かれているため、今回の表記となります。平成22年4月からは制度改正によった負担割合となる予定です。

- ①同一世帯内の国民健康保険被保険者で70歳以上75歳未満のかたの平成21年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円以上の場合で、平成20年中の収入の合計が383万円未満（※1人の場合）のかたは1割負担
- ※1 2人以上の場合は520万円未満
- ※2 平成21年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円以上でかつ収入383万円以上の高齢者国保単身世帯の場合で、同一世帯の旧国保被保険者の後期高齢者も含めた収入合計が520万円未満のかたは3割負担ですが、※1か月の自己負担限度額が「現役並み所得者」ではなく「一般」になります。

※2 1か月の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来	外来+入院
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%

申請に必要な物

- ① 該当者の平成20年中の収入の合計が分かる書類
 - ② 保険証
 - ③ 高齢受給者証
- （注）負担割合の変更は、申請の翌月からとなります。

申請に必要な物

- ① 保険証
- ② 高齢受給者証
- ③ 期限切れの認定証
- ④ 平成21年1月2日以降に転入されたかたは、世帯主と世帯の国保被保険者全員の住民税非課税証明書（注）住民税非課税証明書は、平成21年1月1日現在（賦課期日）における住所地から取り寄せてください。

平成21年度の住民税が非課税の世帯のかたは、申請して認められると、入院したときの医療費の自己負担や食事が減額されます。現在お使いの認定証は、7月31日（金）で期限が切れます。8月1日（出）以降も認定証が必要なかたは、改めて手続きが必要です。申請受け付け 8月3日（月）

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

問い合わせ

- 保険年金課 ☎ 574 - 6641
- 岡部市民環境課 ☎ 585 - 2213
- 川本市民環境課 ☎ 583 - 2783
- 花園市民環境課 ☎ 584 - 1122

後期高齢者医療

後期高齢者保険証を 一斉更新します

後期高齢者医療 負担割合の判定

後期高齢者医療では、被保険者のかたの所得や世帯状況に応じて、医療費の1割または3割を自己負担することになります。

世帯や所得の状況は変動することから、8月1日現在の世帯状況および今年度の課税所得に基づき、毎年判定を行います。

3割負担のかたへ

次の条件に該当するかたは、申請して認められると負担割合が1割に変更になります。負担割合の変更は、申請の翌月からとなります。なお、判定により申請が必要なかたには、6月に申請書をお送りしました。

- ① 世帯の中に被保険者が1人の場合
 - ・平成20年中の被保険者の収入が383万円未満のかた
 - ・平成20年中の被保険者の収入が383万円以上で、同一世帯の70歳以上75歳未満（平成21年8月1日現在）のかたを含めた収入が520万円未満のかた
- ② 世帯の中に被保険者が2人以上の場合
 - ・平成20年中の被保険者の合計収入が520万円未満のかた

負担割合の判定基準

※ここでの被保険者とは後期高齢者医療の加入者のことです

- 同じ世帯の被保険者全員について、平成21年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円未満の場合 → **1割負担**
- 同じ世帯にいる被保険者のうち1人でも、平成21年度住民税課税所得（各種控除後）が145万円以上の場合 → **3割負担**

国民年金保険料の多段階免除制度

国民年金の第1号被保険者（自営業者など）で、保険料を納めることが困難なときは、保険料が免除される制度（全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除）があります。

免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。また、退職（失業）や天災などの理由による免除申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書を添えてください。

免除承認期間

申請月	承認期間
平成21年7月	平成20年7月～21年6月（19年所得で審査）
平成21年7月～22年7月	平成21年7月～22年6月（20年所得で審査）

このほか、30歳未満のかたを対象

に保険料の納付を猶予する若年者納付猶予制度があります。申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

国民年金保険料は追納することができます。国民年金保険料が免除・猶予・学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば保険料を納めること（追納）ができます。

追納された期間は、保険料を全額納付された場合と同じ扱いになります。ただし、追納対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に計算額が上乗せされます。例 承認された期間が平成21年度の場合は、平成24年度以降です。

問い合わせ

- 保険年金課 ☎ 574 - 6641
- 岡部市民環境課 ☎ 585 - 2213
- 川本市民環境課 ☎ 583 - 2783
- 花園市民環境課 ☎ 584 - 1122